

理療科用読み辞書「読ター」 使用許諾 契約書  
(企業・団体用)

【開発の経緯】

視覚障害者の多くがパソコンを使用する際にインストールしている各種スクリーンリーダーは、通常の記事であれば円滑に読み上げるが、専門用語が多く含まれている理療（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう）に関する文章については読み辞書が対応していないため正確に読み上げない。そこで、日本理療科教員連盟では教科書委員会の下に電子書籍ワーキンググループを組織し、視覚障害者の理療に関する電子データへのアクセスをより円滑・容易にすることを目的に、理療科用読み辞書「読ター」（以下、「読み辞書」という。）を開発した。

日本理療科教員連盟（以下、「甲」という。）と〇〇〇〇（以下、「乙」という。）は、下記の通り読み辞書の使用許諾契約を締結する。

第1条 甲は乙に対して読み辞書を無償で提供するとともに、甲は乙による読み辞書の使用を許諾する。

第2条 読み辞書に関する著作権等の知的財産権は甲に帰属する。

第3条 乙は、スクリーンリーダーやアプリケーションソフトウェア等の読み上げ精度を向上させ、視覚障害者の理療に関する電子データへのアクセスをより円滑・容易にすることを目的に、読み辞書を使用することができる。

第4条 読み辞書の使用に当たっては、乙は、読み辞書を組み込むスクリーンリーダーやアプリケーションソフトウェア等の名称、その他必要な事項を甲に対して事前に通知し、甲の了承を得る。

第5条 読み上げ精度の向上のため、乙は読みの不具合等を発見した際は、速やかに甲に通知する。

第6条 乙が読み辞書の改変を行うことを禁止する。

第7条 甲は、乙及び乙の提供する読み辞書が組み込まれているスクリーンリーダーやアプリケーションソフトウェア等を使用する個人に対して、直接的損害、間接的損害、付随的損害、結果的損害、特別損害等いかなる損害について、一切の責任を負わない。

第8条 本契約に規定されていない事項又は本契約の解釈に疑義が生じた場合は、甲及び乙は誠意をもって協議する。

第9条 本契約の有効期間は2年間とし、契約日から2年毎に更新する。但し、契約満了日から1か月前までに甲又は乙のいずれかから契約の解除又は契約内容の変更の申し出がない場合には、契約は自動的に更新されるものとする。

本契約を証するために、甲乙それぞれ記名捺印のうえ、各1通を保有する。

契約日 2016年〇〇月〇〇日

許諾者（甲） 日本理療科教員連盟会長 栗原 勝美 印  
〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 1-9-23  
東京都盲人福祉協会内  
TEL・FAX 03-5287-6601

使用者（乙） 企業・団体名 代表者氏名 印  
住所  
電話番号  
ファックス番号